

○野々市市競争入札参加者選定委員会設置要綱

平成17年12月28日野々市町告示第109号

改正

平成19年4月1日野々市町告示第41号

平成20年4月1日野々市町告示第42号

平成24年3月29日野々市市告示第34号

平成27年3月31日野々市市告示第49号

平成29年3月24日野々市市告示第33号

平成30年3月30日野々市市告示第58号

令和4年3月31日告示第59号

令和6年3月22日告示第47号

野々市市競争入札参加者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々市市指名競争入札参加者等選定要綱（平成17年野々市町告示第108号）第10条第2項の規定に基づき、野々市市競争入札参加者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、発注予定額が500万円以上の工事請負費、委託料、備品購入費、修繕料、印刷製本費、使用料及び賃借料の支出科目に該当する指名競争入札及び随意契約に係る業者の指名及び選定に関し、審査し決定する。

2 委員会は、一般競争入札に参加する者に必要な参加要件について審議する。

3 委員会は、市長の諮問を受けて指名競争入札に参加する資格を有する者の指名停止について審議する。

4 委員会は、前3項に定めるもののほか、入札制度及び契約方式等について調査、検討を行い、必要に応じて市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、建設部長、教育部長、企画財政課長、土木課長、建築住宅課長、都市整備課長、上下水道課長及び審査対象となる当該発注案件を所管する課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、総務部長がその職務を代理し、総務部長に事故があるときは、建設部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員を委員会の会議に出席させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず急施を要する事項であると委員長が認めたときは、持ち回りによる決裁により、委員会の審査に代えることができる。

(会議内容の非公開)

第5条 委員会の会議は非公開とし、委員長、委員及び第4条第2項に規定する職員は、当該委員会の審査の内容等を他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議のうえ、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(野々市町工事請負業者等選考委員会規程の廃止)

2 野々市町工事請負業者等選考委員会規程(平成8年10月1日施行)は、廃止する。

附 則(平成19年4月1日野々市町告示第41号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年4月1日野々市町告示第42号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日野々市市告示第34号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日野々市市告示第49号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日野々市市告示第33号)

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

附 則(平成30年3月30日野々市市告示第58号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第59号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月22日告示第47号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。